

新宿区のマンション施策一覧

新宿区では、マンション施策として以下の事業を実施しています。ぜひ、ご活用ください。内容にご不明な点がございましたら、問い合わせ先までお問い合わせください。

新宿区都市計画部住宅課 令和4年4月現在

事業名	内容	問い合わせ先
マンション管理相談	<p>区内分譲マンションの管理組合役員、区分所有者等、区内賃貸マンションの所有者を対象に、管理組合の運営や建物の維持管理等について、新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士など）が相談を承ります（要予約、無料）。 ※賃貸マンションの場合は、建物の維持管理に関する相談のみ</p> <p>日時：第2・第4金曜日（祝日等を除く）午後1時～3時50分 場所：区役所第1分庁舎2階区民相談室</p>	
マンション管理相談員派遣	<p>区内分譲マンションの管理組合や区内賃貸マンションの所有者等を対象に、管理組合の運営や建物の維持管理等について、総会・理事会・各種専門委員会など区分所有者の方が集まる場などへ、新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士など）を派遣します（要申請、無料）。 ※賃貸マンションの場合は、建物の維持管理に関する相談のみ</p> <p>申請は、派遣予定日より2週間前までをお願いします。</p>	
分譲マンション管理セミナー	<p>管理組合の運営や建物の維持管理に関するセミナーを開催しています。対象は新宿区内にある分譲マンションの管理組合役員、区分所有者、居住者等です。</p> <p>開催日等は区ホームページ、広報新宿でお知らせします。</p>	
賃貸マンション管理セミナー	<p>賃貸マンションの建物の維持管理に関するセミナーを開催しています。対象は新宿区内にある賃貸マンションの所有者です。</p> <p>開催日等は区ホームページ、広報新宿でお知らせします。</p>	
マンション管理組合交流会	<p>区内分譲マンションの管理組合役員や区分所有者等が、マンションをめぐる諸問題について情報・意見交換を行い、相互交流できる場としての交流会を開催しています。</p> <p>開催日等は区ホームページ、広報新宿でお知らせします。</p>	
<p>マンション問題 無料なんでも相談</p> <p>※東京都マンション管理士会新宿支部主催の相談会です</p>	<p>マンション管理士が、管理組合の運営や建物の維持管理等、分譲マンションのことについて、なんでも相談に応じます。（予約不要）</p> <p>相談日：毎月第1・3水曜日（祝日等を除く）午後1時～4時 相談場所：新宿区役所 本庁舎1階ロビー</p>	<p>【主催】 東京都マンション管理士会 新宿支部 TEL 090-1033-9386</p>

都市計画部住宅課
居住支援係
本庁舎7階15番窓口
TEL 5273-3567
FAX 3204-2386

事業名	内容	問い合わせ先
家具転倒防止器具 取付け事業	<p>区内居住者を対象に、専門業者を派遣して設置場所に適した家具転倒防止器具の調査・取付けを行います。</p> <p>調査費及び取付け費は区の負担、器具は原則として利用者負担ですが、「新宿区災害時要援護者名簿に登録している方」及び「生活保護受給世帯の方」は器具5点まで無料になります（無料は世帯で1回のみ）。</p> <p>詳しくは、危機管理課、特別出張所で配布しているチラシのほか区ホームページをご覧ください。</p>	<p>危機管理担当部 危機管理課危機管理係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-4592 FAX 3209-4069</p>
中高層マンションの 防災対策マニュアル 「マンション防災はじめの一歩」の配布	<p>本冊子は、中高層マンションにお住いの一人ひとりが取り組む事前の備えと防災コミュニティづくりについて、わかりやすく説明していますので、ぜひ、ご活用ください。（危機管理課、各特別出張所、各図書館で配布。区のホームページからもご覧いただけます。）</p> <p>また、中高層マンション自主防災組織の新規結成や活動にあたっては、ご相談ください。</p>	
長周期地震動 シミュレーター訓練	<p>区内分譲マンションの管理組合及びマンション内の自主防災組織と連携して、マンション特有の揺れを体験できる地震動シミュレーターを用いた訓練を行います。マンション内で防災訓練等をお考えの際は、ご相談ください。</p> <p>なお、装置の使用条件として、100Vの電源2か所、おおよそ4m×4m以上の屋内のスペースなどが必要となります。</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>危機管理担当部 危機管理課地域防災係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-3874 FAX 3209-4069</p>
中高層マンション 自主防災組織 防災資機材支給事業	<p>区内の5階建て以上かつ住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の中高層マンションの自主防災組織に対し、区が選定した防災資機材の中から、価格の合計が20万円までの範囲内で、防災資機材を現物支給します。（1組織1回限り。新宿区の防災区民組織にすでに認定されている組織については、対象外となります。）</p> <p>自主防災組織の新規結成についてはご相談ください。</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	
マンションにお住まい の方への『町会・自治会』の加入案内	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティへの参加を呼びかけるため、ワンルームマンションの建築主・所有者を通じて、町会・自治会活動をご案内する冊子「地縁いきいき」と、町会長・自治会長をご紹介するパンフレット「顔のわかる町会長・自治会長」を入居者に配付しています。 ・単一町会と連携して単一町会内にあるマンションの居住者を対象にした「単一町会紹介パンフレット」を配付しています。 ・不動産協会、宅建協会と連携して、「町会・自治会案内チラシ日本語版・四か国語版（日本語ルビ・英・中・韓）」をマンションの賃貸契約時に配付しています。 	<p>地域振興部 地域コミュニティ課 コミュニティ係 本庁舎1階14番窓口 TEL 5273-4127 FAX 3209-7455</p>
地域コミュニティ 事業助成	<p>マンション等共同住宅内でのコミュニティ事業に対して事業経費の一部を助成します。</p> <p>【助成対象事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションと町会・自治会共催による夏祭り、防災講座の開催、マンション内に自治会を設立するための勉強会等 <p>【助成限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業当たり10万円 <p>ただし、マンション等共同住宅内の地域コミュニティを新たに立ち上げることを目的とする事業、複数団体と連携して行う事業の場合は20万円</p> <p>【助成率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費の3/4 <p>ただし、一部の事業及び感染症対策に伴う経費の助成率は高くなる場合があります。</p> <p>その他、要件がございますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>最寄りの特別出張所 または、地域コミュニティ課 コミュニティ係 TEL 5273-4127 FAX 3209-7455</p>

事業名	内容	問い合わせ先
資源の集団回収	<p>管理組合等の区民（10世帯以上）で構成される団体が、資源回収事業者と直接契約を取り交わして自主的に行う古紙、古布、缶等の資源回収（集団回収）について、区が支援します。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象品目の回収重量1kgあたり6円の報奨金を支給します。 ・ 作業支援用具（軍手、ごみ袋等）を年1回支給します。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収実践団体として登録（10世帯以上）すること ・ 回収量を報告（毎月）すること ・ 新聞、雑誌、段ボールの3品目は回収必須 <p>※回収対象となった資源は、区が実施する週1回の資源回収では回収しません。</p>	<p>新宿清掃事務所事業係 下落合2-1-1 TEL 3950-2962 FAX 3950-2932</p>
資源回収容器の貸付	<p>おおむね10世帯以上の集合住宅やマンション・寮などで、管理組合、管理会社、自治会、建物のオーナー、管理人などの申し出により、資源回収容器を貸し付けます。</p> <p>【回収容器の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナ（びん用、缶用、スプレー缶、カセットボンベ、乾電池用） ・ 自立式ネット（ペットボトル用） <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収容器へ資源を入れる日時などは、住宅内の取り決めに従うこと ・ 管理人または担当者は、必ず回収日の朝8時までに回収容器を資源・ごみ集積所に出すこと ・ 資源回収後は速やかに回収容器を引き下げること <p>詳しくは、管轄の清掃事務所または清掃センターへお問い合わせください。</p>	<p>新宿清掃事務所 下落合2-1-1 TEL 3950-2923 FAX 3950-2932</p> <p>新宿東清掃センター 四谷三栄町10-16 TEL 3353-9471 FAX 3353-9505</p> <p>歌舞伎町清掃センター 歌舞伎町2-42-7 TEL 3200-5339 FAX 5272-3494</p>
新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度	<p>地球温暖化対策の推進を図るため、温室効果ガス削減に配慮した新エネルギー、省エネルギー機器の導入に対して、補助金を交付します。</p> <p>施行前であること、導入する機器等が未使用のものであること、過去にこの制度に基づく同一機器の補助を受けていないこと、令和5年2月28日までに設置完了報告書や必要書類の提出が可能なこと等の条件があります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>①集合住宅用</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内に集合住宅を所有している、またはこれから所有しようとする中小企業者（個人事業者を含む）で、当該集合住宅に機器等を設置または施工する者 ・ 区内にある集合住宅において、当該集合住宅に機器等を設置または施工する管理組合等 <p>【補助対象機器等及び補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム 100,000円/kW（上限300,000円） ・ 共用部LED照明設置 施工経費の50%（上限300,000円） <p>②個人住宅用</p> <p>【対象者】</p> <p>区内に居住または居住する予定の方で、その住宅に下記の機器等を自ら使用する目的で設置または施工する者</p> <p>【補助対象機器等及び補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム 100,000円/kW（上限300,000円） ・ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）定額100,000円 ・ 家庭用燃料電池（エネファーム）定額100,000円 ・ 高反射率塗装（屋根または屋上） 施工面積1㎡当たり2,000円（上限200,000円） ・ 住宅向け断熱窓改修 施工経費の25%（上限100,000円） ・ 蓄電池システム 10,000円/kWh（上限100,000円） ・ 雨水利用設備 本体価格の50%（上限20,000円） 	<p>環境清掃部 環境対策課環境計画係 本庁舎7階12番窓口 TEL 5273-3763 FAX 5273-4070</p>

事業名	内容	問い合わせ先
建築物等 耐震化支援事業	<p>地震災害から区民の皆さんの生命や財産を守るため、建築物等の耐震化を支援する助成制度があります。助成要件、手続き等については、対象となる助成の内容ごとに異なります。詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>①非木造建築物 【助成対象】 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工した建築物 【主な助成内容】 ・耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断（無料） ・耐震診断・補強設計への助成 ・耐震改修工事への助成</p> <p>②ブロック塀等 【助成対象】 一般の交通の用に供する道に沿って設けられている、高さ1.0m以上の安全性が確認できないブロック塀、万年塀等 【主な助成内容】 ・除去への助成</p>	<p>都市計画部 防災都市づくり課 本庁舎8階3番窓口 TEL 5273-3829 FAX 3209-9227</p>
新宿区エレベーター 防災対策改修支援事業	<p>一定要件を満たす区内の対象建築物において、既設エレベーターの防災対策改修工事をする際に工事費の一部を助成します。</p> <p>【対象建築物】 以下の全てを満たす建築物 ・延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・昭和56年6月1日以降に着工し、検査済証が交付されている建築物、又は耐震診断により耐震性を確認した建築物、または耐震改修により耐震性を確保した建築物</p> <p>【対象工事】 以下のいずれか1項目以上を行う改修工事 ・P波感知型地震時管制運転装置の設置 ・主要機器の耐震補強（2014年基準） ・戸開走行保護装置の設置</p> <p>【助成対象者】 以下のいずれかに該当する、対象建築物の全部または一部の所有者 ・助成対象者を含む世帯全員が住民税を滞納していない個人 ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である法人（特定緊急輸送道路沿道建築物を除く） ・区分所有建築物の場合、管理組合の総会決議によって選任された者、または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者</p> <p>その他にも要件がございますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>都市計画部建築指導課 構造設備担当 本庁舎8階6番窓口 TEL 5273-3745 FAX 3209-9227</p>
新宿区擁壁及び がけ改修等支援事業	<p>高さ1.5m以上の擁壁の新設または築造替えに係る無料コンサルタント派遣や、工事費の一部を助成します。詳細についてはお問い合わせください。</p> <p>【対象者】 擁壁・がけの個人所有者、管理組合の代表者等（法人が所有している場合は中小企業者に限る）</p>	
アスベスト対策	<p>アスベスト対策が必要な建築物の所有者等に対して吹付けアスベスト調査員派遣の実施や含有調査・除去等工事費用の助成を行っています。詳細についてはお問い合わせください。</p> <p>【助成対象者】 区内建築物の個人所有者、管理組合の代表者等（法人が所有している場合は中小企業者に限る）</p>	<p>都市計画部建築調整課 本庁舎8階5番窓口 TEL 5273-3544 FAX 3209-9227</p>